

京都府公報

号外 第10号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	告 示
○京都府会計規則等の一部を改正する規則 (会計課) ^{ページ} 2	○歳入徴収者等が使用する印鑑の印影並びに京都府会計規則による帳簿及び書類の様式を定めた告示の一部改正 (会計課) 26
○京都府立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則 (災害対策課、自然環境保全課、水産課、森の保全推進課) 3	○京都府府税規則に基づき手数料を徴収しない理由を定めた告示の一部改正 (税務課) 28
○京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総合政策室) 16	○京都府沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示 (水産課) ♫
○子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例施行規則 (総合政策室) ♫	○国土調査費補助金交付要綱の一部改正 (用地課) 38
○京都府公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則 (大学政策課) 20	府 議 会
○建築基準法施行細則等の一部を改正する規則 (脱炭素社会推進課、建築指導課) ♫	○京都府議会会議規則の一部を改正する規則 43
○京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課) 22	○情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例施行規程 45
○京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者支援課) 23	○京都府議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程 46
○社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例施行規則 (家庭支援課) ♫	○京都府議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程 47
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 () 24	○京都府政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程 48
○京都府病院事業会計規則の一部を改正する規則 (医療課) ♫	教 育 委 員 会
○建築士法施行細則及び京都府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課、建築指導課) 25	○京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱の一部を改正する告示 49
○京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則 (建築指導課) ♫	人 事 委 員 会
○京都府府営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則 (住宅課) ♫	○職員へのき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 ♫
	正 誤
	○令和5年3月28日付け京都府公報号外第11号中 50
	○令和5年3月31日付け京都府公報号外第15号中 ♫

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。
京都府会計規則等の一部を改正する規則

京都府立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則
京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例施行規則

京都府公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則
 建築基準法施行細則等の一部を改正する規則
 京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則
 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則
 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例施行規則
 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
 京都府病院事業会計規則の一部を改正する規則
 建築士法施行細則及び京都府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則
 京都府府営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第12号

京都府会計規則等の一部を改正する規則

(京都府会計規則の一部改正)

第1条 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)の一部を次のように改正する。
 第3条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同条に次の1項を加える。
 3 知事は、第1項の規定により委任された事務について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第5項及び第6項の規定による承認の権限を教育長及び警察本部長に委任する。第5条に次の1項を加える。
 2 知事は、前項の規定により委任された事務について、法第243条の2第5項及び第6項の規定による承認の権限を公所長に委任する。
 第12条中「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)」を「法」に、「第11条の2」を「第11条の2第1項」に改める。
 第49条第1項を次のように改める。
 歳入徴収者は、法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収若しくは収納に関する事務を委託する場合又は同条第5項若しくは第6項の規定による委託の承認をする場合は、会計管理者に協議しなければならない。
 第49条第2項中「委託」を「委託又は委託の承認」に改め、同条第3項中「第1項の規定により徴収」を「歳入の徴収に関する事務」に、「収納の」を「歳入の収納に関する事務の」に改める。
 第49条の2を削る。
 第58条第2号中「令」を「地方自治法施行令(昭和

22年政令第16号。以下「令」という。)」に改める。

第71条第4項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 官公署に対して支払う経費(国税及び地方税(当該地方税に係る延滞金等を含む。)の納付に係るものに限る。)

第76条第2項中「附則第3条第3項」を「附則第3条第2項」に改める。

第79条の見出しを「(支出に関する事務の委託)」に改め、同条第1項中「令第165条の3」を「法第243条の2第1項」に、「私人に支出事務」を「支出に関する事務」に、「場合」を「場合又は同条第5項若しくは第6項の規定による委託の承認をする場合」に改め、同条第2項中「規定により支出事務を委託しよう」を「委託又は委託の承認をしよう」に改め、同条第3項中「第1項の規定により支出事務」を「支出に関する事務」に改め、同条第4項中「支出事務の」を「支出に関する事務の」に改める。

第81条第2項第2号を次のように改める。

(2) 郵便貯金銀行の営業所及び郵便局(簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。)の業務を行うものをいう。)を支払場所に指定する方法(以下「管外隔地払」という。)

第234条の次に次の1条を加える。

(収納の委託)

第234条の2 第49条第1項から第4項までの規定は、法第243条の2第1項の規定により歳入歳出外現金の収納に関する事務を委託する場合に準用する。

第260条第2項第2号を次のように改める。

(2) 法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者

第260条第2項第3号を削る。

第265条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(実地検査)」を付する。

第266条を次のように改める。

第266条 削除

第278条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第285条中「を発行する」を「に押印する」に改める。

附則第9項を削る。

(京都府延滞金等の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都府延滞金等の徴収に関する条例施行規則(平成23年京都府規則第30号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第6項」を「第5項」に改める。

(知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則の

一部改正)

第3条 知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則（令和4年京都府規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1項第1号中「第231条の2の6第3項」の右に「及び第243条の2の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第

19号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により行わせる公金の徴収又は収納に関する事務及びこれに関する検査については、なお従前の例による。

（京都府府税規則の一部改正）

3 京都府府税規則（昭和30年京都府規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた者」を「京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第49条第3項に規定する収納事務受託者」に改める。

第10条第1項中「（昭和52年京都府規則第6号）」を削る。

京都府規則第13号

京都府立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

（京都府立自然公園条例施行規則の一部改正）

第1条 京都府立自然公園条例施行規則（昭和39年京都府規則第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第10号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「、口若しくはハ」を「からハマで」に、「とう載漁船」を「搭載漁船」に改め、同条第66号及び第76号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（京都府漁港管理規則の一部改正）

第2条 京都府漁港管理規則（昭和51年京都府規則第50号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 法の施行に関する規定（第2条—第4条）

第3章 条例の施行に関する規定（第5条—第10条）

第4章 雑則（第11条）

附則

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第2条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「許可若しくは認可を受け、又は協議」を「許可等に係る申請等」に改め、同項第5号中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第38条」を「第38条第1項」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同項中同号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第37条の2第1項の規定による認定 別記第3号様式

第2条第1項に次の4号を加える。

(7) 法第43条第1項の規定による認定 別記第7号様式

(8) 法第43条第4項の規定による変更の認定 別記第8号様式

(9) 法第55条第2項の規定による許可 別記第9号様式

(10) 法第61条第1項の規定による指定 別記第10号様式

第2条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する申請書には、法及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 別記第11号様式による誓約書（前項第3号、第5号又は第7号から第10号までに掲げる許可等を受けようとする場合に限る。）

(2) その他知事が必要と認める書類

第3条中「前15日」を「の15日前」に、「前条に」を「、当該許可又は協議に係る前条第1項に」に、「許可申請書又は協議書を」を「申請書又は協議書を、知事が必要と認める書類があるときは当該書類を添付の上、」に改め、同

条に次の1項を加える。

2 法第55条第2項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る漁港水面施設運営権について法第57条第2項の規定により漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとするときは、別記第12号様式による申請書に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 省令第46条第2項第1号に掲げる書面として別記第11号様式による誓約書
- (2) 省令第46条第2項第2号に掲げる書面
- (3) その他知事が必要と認める書類

第4条第1項中「法第37条第1項若しくは法」を「第37条第1項、」に、「の規定による許可」を「若しくは第55条第2項の規定による許可、法第37条の2第1項若しくは第43条第1項若しくは第4項の規定による認定」に、「又は法」を「、法」に、「通知」を「通知又は法第61条第1項の規定による指定」に改め、「いずれか」の右に「(法第37条の2第1項若しくは第43条第1項若しくは第4項の規定による認定又は法第61条第1項の規定による指定を受けた者にあつては、第3号)」を加え、同項第1号中「とき。別記第7号様式」を「とき 別記第13号様式」に改め、同項第2号中「とき。別記第8号様式」を「とき 別記第14号様式」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 個人にあつては氏名又は住所を、法人にあつては名称又は住所若しくは事務所の所在地を変更したとき 別記第15号様式

第6条第1項第1号中「別記第10号様式」を「別記第16号様式」に改め、同項第2号中「別記第11号様式」を「別記第17号様式」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 条例第9条第1項の規定による許可（同項第3号に規定する工作物の新築、改築、増築又は除去に係る許可を除く。） 別記第18号様式

第6条第1項に次の2号を加える。

- (4) 条例第9条第1項の規定による許可（同項第3号に規定する工作物の新築、改築又は増築に係る許可に限る。） 別記第19号様式
- (5) 条例第9条第1項の規定による許可（同項第3号に規定する工作物の除去に係る許可に限る。） 別記第20号様式

第6条第2項中「の申請書（工作物の除去の申請書を除く。）には、別記第6号様式」を「及び第4号の申請書には、別記第11号様式」に改める。

第7条第1項中「前15日」を「の15日前」に、「別記第15号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条第2項中「別記第6号様式」を「別記第11号様式」に改める。

第8条第1項第1号中「とき。別記第7号様式」を「とき 別記第13号様式」に改め、同項第2号中「とき。別記第8号様式」を「とき 別記第14号様式」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 個人にあつては氏名又は住所を、法人にあつては名称又は住所若しくは事務所の所在地を変更したとき 別記第15号様式

第8条第2項第1号中「別記第16号様式 別記第17号様式」を「別記第22号様式」に改め、同項第2号中「別記第18号様式」を「別記第23号様式」に、「漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第8条の2」を「省令第17条」に改める。

第11条中「法」を「法、省令」に改める。

「住 所

別記第1号様式及び別記第2号様式中 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を

「住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）」

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」

に改める。

「住 所

別記第18号様式中 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）」に
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」

改め、同様式の備考の1及び2中「記入して」を「記載して」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

別記第17号様式を削る。

別記第16号様式中 「住所」氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）」氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」に

改め、同様式の備考中「記入して」を「記載して」に改め、同様式を別記第22号様式の（その1）とし、同様式に次のように加える。

（その2）

漁 港 施 設 $\left(\begin{array}{l} \text{野 積 場} \\ \text{荷さばき所} \\ \text{漁 具 干 場} \end{array} \right)$ 利 用 届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

京都府漁港管理条例第8条の規定により届け出ます。

漁 港 名	
利 用 の 場 所	
利 用 の 目 的	
利 用 の 面 積	
利 用 の 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

別記第15号様式中 「住所」氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）」氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」に

改め、同様式の備考の(2)中「別記第6号様式」を「別記第11号様式の（その1）」に改め、同様式を別記第21号様式とする。

別記第14号様式中 「住所」氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）」氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」に

改め、同様式を別記第20号様式とする。

別記第13号様式中 「住所」氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）」氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」に

改め、同様式の備考の(1)中「別記第12号様式」を「別記第18号様式」に改め、「ときは、」の右に「その添付を」を加え、同様式の備考の(3)中「同設計図」を「工作物の設計図」に改め、同様式の備考の(4)中「許可申請」を「許可の申請」に、「うす赤」を「薄赤」に、「うす青」を「薄青」に改め、同様式の備考の(5)中「別記第6号様式」を「別記第11号様式の（その1）」に改め、同様式を別記第19号様式とする。

別記第12号様式中 「住所」氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）」氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」に

改め、同様式の備考の1中「記入しないで」を「記載しないで」に改め、同様式の備考の2中「記入して」を「記載して」に改め、同様式の備考の3の(4)中「別記第6号様式」を「別記第11号様式の(その1)」に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第11号様式中 「住所」氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)に」氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)」

改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第10号様式中 「住所」氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)に」氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)」

改め、同様式の備考の1中「記入して」を「記載して」に改め、同様式を別記第16号様式とする。

別記第9号様式中 「住所」氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)に」氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)」

改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第8号様式中 「住所」氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)に」氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)」

改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第7号様式中 「住所」氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ を 「住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)に」氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)」

改め、同様式を別記第13号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第12号様式（第3条関係）

漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る申請書

年 月 日

漁港管理者の長

京都府知事 様

申請者 住 所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で設定を受けた漁港水面施設運営権について、漁港及び漁場の整備等に関する法律第57条第2項及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第46条第1項の規定により、存続期間の更新を申請します。

漁 港 名	
漁 港 施 設 等 活 用 事 業 の 内 容	
漁 港 施 設 等 活 用 事 業 の 実 施 期 間	
水 域 の 範 囲	
漁 港 水 面 施 設 運 営 権 の 存 続 期 間	
存続期間の更新を受けようとする期間	

- 備考 1 漁港名の欄には、存続期間を更新しようとする漁港水面施設運営権の水域の所在市町名及び漁港名を記載してください。
- 2 漁港施設等活用事業の内容の欄には、存続期間を更新しようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容を記載してください。
- 3 漁港施設等活用事業の実施期間の欄には、存続期間を更新しようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間を記載してください。
- 4 水域の範囲の欄には、存続期間を更新しようとする漁港水面施設運営権の水域の面積を記載してください。
- 5 次の書類を添付してください。
- (1) 別記第11号様式の（その2）による誓約書
 - (2) 従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する資料
 - (3) その他必要な書類

別記第6号様式中 「住 所 氏 名」を「住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」に

改め、同様式を別記第11号様式の（その1）とし、同様式に次のように加える。

(その2)

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

誓 約 書

申請者が下記に掲げるいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 2 法第59条第2項（第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により漁港水面施設運営権を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 3 漁港水面施設運営権を有する者（以下「漁港水面施設運営権者」という。）で法人であるものが法第59条第2項の規定により漁港水面施設運営権を取り消された場合において、その取消しの30日前までに当該漁港水面施設運営権者の役員であつた者で、その取消しの日から5年を経過しない者
- 4 漁港水面施設運営権者で法人であるものが法第59条第2項の規定により漁港水面施設運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実が発生した当時現に当該漁港水面施設運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として法第51条第4号の政令で定めるものをいう。8において同じ。）であつた法人で、その取消しの日から5年を経過しないもの
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（7において「暴力団員等」という。）
- 6 法人であつて、その業務を行う役員のうち1から3まで又は5のいずれかに該当する者がある者
- 7 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 8 法人であつて、その者の親会社等が1、2、4、6又は7のいずれかに該当する者
- 9 個人であつて、京都府暴力団排除条例施行規則（平成23年京都府公安委員会規則第5号）第2条で定める使用人のうちに暴力団員のある者

別記第5号様式中 「住 所」 氏 名 法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名 を 「住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)」 に、

「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同様式の備考の2中「数量、」を「数量を、」に改め、同様式の備考の3中「場合に」を「場合には」に、「住所」を「住所又は主たる事務所の所在地」に改め、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の4様式を加える。

第7号様式（第2条関係）

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定に係る申請書

年 月 日

漁港管理者の長

京都府知事 様

申請者 住 所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第42条第1項の規定により、実施計画の認定を申請します。

記

- 1 漁港名
- 2 実施計画 別添のとおり

備考 1 次の書類を添付してください。

- (1) 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
 - (2) 活用事業施設に係る次の書類
 - ア 活用事業施設の平面図、縦断面図（縮尺横1,000分の1以上、縦100分の1以上）、横断面図（縮尺200分の1以上）、構造図（縮尺100分の1以上）その他の当該施設の構造を示す図面
 - イ 活用事業施設の設置に係る漁港施設の形質の変更の内容を確認することができる図面
 - ウ 活用事業施設の設置に係る工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面
 - (3) 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を確認することができる資料
 - (4) 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の手相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
 - (5) 別記第11号様式の（その1）による誓約書
 - (6) その他必要な書類
- 2 漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者にあつては、漁港及び漁場の整備等に関する法律第50条第1項に掲げる事項を定めた実施計画を作成し、備考の1の(5)の誓約書に代えて別記第11号様式の（その2）による誓約書を添付してください。

第8号様式（第2条関係）

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の変更の認定に係る申請書

年 月 日

漁港管理者の長
京都府知事 様

申請者 住 所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第43条第4項の規定により、実施計画の変更の認定を申請します。

1 変更の理由

2 変更の概要

(1) 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容の変更

(2) 実施期間の変更

(変更前の事業の実施期間) 年 ～ 年 (年間)

(変更後の事業の実施期間) 年 ～ 年 (年間)

(3) 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間の変更

(貸付けを受けようとする漁港施設の変更)

施設名	漁港施設の 種類	施 設 所有者	変更前		変更後	
			数量	貸付期間	数量	貸付期間

(占有をしようとする漁港の区域内の水域の変更)

水域名	変更前		変更後	
	面積 (㎡)	占有の期間	面積 (㎡)	占有の期間

(占有をしようとする漁港の区域内の公共空地の変更)

公共空地名	変更前		変更後	
	面積 (㎡)	占有の期間	面積 (㎡)	占有の期間

(4) 漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項の変更

活 用 事 業 施 設 名	活 用 事 業 施 設 の 種 類	活 用 事 業 施 設 の 目 的 、 事 業 に 対 す る 位 置 付 け	変更前			変更後		
			規 模	形 質 の 変 更 内 容	工 作 物 の 建 設 若 し く は 改 良 又 は 土 地 の 掘 削 若 し く は 盛 土 に 関 す る 事 項	規 模	形 質 の 変 更 内 容	工 作 物 の 建 設 若 し く は 改 良 又 は 土 地 の 掘 削 若 し く は 盛 土 に 関 す る 事 項

(5) 漁港水面施設運営権の設定に関する事項の変更

漁港水面施設運営権 に係る漁港施設等活 用事業の内容及びそ の実施期間	漁 港 水 面 施 設 運 営 権 の 水 域	変更前		変更後	
		存 続 期 間	活 用 事 業 施 設 の 設 置 に 関 す る 事 項	存 続 期 間	活 用 事 業 施 設 の 設 置 に 関 す る 事 項

- 備考 1 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第 40 条に規定する実施計画の軽微な変更該当しない変更について記載してください。
- 2 実施計画の平面図に変更がある場合は、変更箇所が分かるよう平面図に示してください。
- 3 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業又は漁港水面施設運営権の水域の変更をする場合は、当該漁港水面施設運営権の設定を抹消し、改めて漁港水面施設運営権の設定を受けることとなるため、次の項目に従って記載してください。
- (1) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間については、実施しようとする遊漁・漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供に関する事業内容を記載するとともに、活用推進計画に定められた範囲内で、その実施期間を記載してください。
 - (2) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域については、漁港の所在地及び漁港名並びに当該水域の面積を記載してください。
 - (3) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間については、設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間の範囲内において、10 年を超えない期間を記載してください。
 - (4) 設置しようとする活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項については、次の項目に従って記載してください。
 - ア 活用事業施設ごとに適宜、表を追加して記載してください。
 - イ 活用事業施設の種類の、水産物の消費の増進に関する施設、交流の促進に関する施設、附帯施設の別を記載してください。
 - ウ 活用事業施設の規模は、上屋の場合は敷地面積を、栈橋の場合は延長等活用事業施設の規模を適切に把握することができる内容を記載してください。
 - (5) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の場所と範囲が明確になるよう平面図に示してください。
- 4 次の書類を添付してください。
- (1) 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
 - (2) 活用事業施設に係る書類
 - ア 活用事業施設の平面図、縦断面図（縮尺横 1,000 分の 1 以上、縦 100 分の 1 以上）、横断面図（縮尺 200 分の 1 以上）、構造図（縮尺 100 分の 1 以上）その他当該施設の構造を示す図面
 - イ 活用事業施設の設置に係る漁港施設の形質の変更の内容を確認することができる図面
 - ウ 活用事業施設の設置に係る工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面
 - (3) 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を確認することができる資料
 - (4) 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の手相手並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
 - (5) 別記第 11 号様式の（その 1）による誓約書（備考の 2 の(5)の変更がある場合には、別記第 11 号様式の（その 2）による誓約書）
 - (6) その他必要な書類

第9号様式（第2条関係）

漁港水面施設運営権の移転に係る申請書

年 月 日

漁港管理者の長

京都府知事 様

申請者 住 所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第55条第2項の規定により、漁港水面施設運営権の移転を受けるための許可を申請します。

漁 港 名	
氏 名 又 は 名 称	
漁 港 施 設 等 活 用 事 業 の 内 容	
漁 港 施 設 等 活 用 事 業 の 実 施 期 間	
水 域 の 範 囲	
漁 港 水 面 施 設 運 営 権 の 存 続 期 間	
資 金 計 画 の 概 要	
移 転 を 受 け よ う と す る 理 由	

- 備考 1 漁港名の欄には、移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の所在市町名及び漁港名を記載してください。
- 2 氏名又は名称の欄には、移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港水面施設運営権者の氏名又は名称を記載してください。
- 3 漁港施設等活用事業の内容の欄には、移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容を記載してください。
- 4 漁港施設等活用事業の実施期間の欄には、移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間を記載してください。
- 5 水域の範囲の欄には、移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の面積を記載してください。
- 6 漁港水面施設運営権の存続期間の欄には、移転を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間を記載してください。
- 7 資金計画の概要の欄には、移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画の概要を記載してください。
- 8 次の書類を添付してください。
- (1) 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
 - (2) 別記第11号様式の（その2）による誓約書
 - (3) 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績に資する業績及び資格を確認することができる資料
 - (4) 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の手相手並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
 - (5) 資金計画及び収支計画の参考資料
 - (6) 漁港水面施設運営権の水域の場所を示す図面
 - (7) その他必要な書類

第3号様式（第2条関係）

特 定 漁 港 施 設 の 運 営 の 事 業 認 定 申 請 書

年 月 日

漁港管理者の長

京都府知事 様

申請者 住 所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条の2第1項の規定により、特定漁港施設の運営の事業を実施するための認定を申請します。

- 1 特定漁港施設の運営の事業の名称
- 2 特定漁港施設の運営の事業の内容
 - (1) 特定漁港施設の運営の事業の概要
 - (2) 特定漁港施設の運営の事業の実施場所
 - (3) 特定漁港施設の運営の事業の実施時期

事業開始の予定期日 年 月 日

事業終了の予定期日 年 月 日

- 3 貸付けを受けようとする特定漁港施設の内容

- (1) 名称、規模及び構造

特定漁港施設名	規 模	構 造	摘 要

- (2) 貸付けを受けようとする期間

年 月 日～ 年 月 日

- (3) 利用形態

- (4) 貸付けを受けようとする特定漁港施設に対し現状の変更を行う場合については、その変更内容

- 4 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものである理由
- 5 特定漁港施設の運営の事業の実施に資する業績及び資格

- 6 資金計画の概要

年 度	事 業 収 入	収 入				支 出								単 年 度 過 不 足 額	年 度 末 累 積 収 支
		借入金		そ の 計	建 設 費	管 理 費	維 持 費	諸 税 費	元 金 償 還 金	支 払 息		そ の 計			
		長 期	短 期							長 期	短 期				
計															

- 7 その他必要な事項

- 備考 1 申請者が法人を設立しようとする発起人等である場合は、その旨を明らかにしてください。
- 2 上記の2の(1)については、取り扱う水産物の種類等を具体的に記述し、当該特定漁港施設で行おうとする事業内容を明らかにしてください。
- 3 上記の3の(1)の「特定漁港施設名」については、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に掲げる施設の名称を記載してください。
- 4 上記の3の(3)については、貸付けを受けようとする施設ごとに期間が異なる場合は、その内容を明らかにしてください。
- 5 上記の3の(4)については、貸付けを受けようとする施設に関して、現状のまま利用する、設備投資を行う等の具体的利用形態を明らかにしてください。また、当該施設を当初の目的と異なる目的で利用する場合には、その旨を明らかにしてください。
- 6 上記の3の(5)については、貸付けを受けようとする物件において、工事等を実施し、現状を変更する場合には、当該施設の構造上の安全性等が確保されることを明らかにしてください。なお、工事を実施する場合には、工程表を添付してください。
- 7 上記の4については、当該漁港における当該事業の位置付けを水産物の流通の観点等から具体的に記載してください。
- 8 上記の6については、次により作成してください。
- (1) 年度末累積収支が黒字になる年まで作成してください。
 - (2) 「諸税等」欄には、毎年度の諸税及び移転登記料等初年度経費（利子を含む。）を記載してください。
 - (3) 「その他」欄には、当該事業に係る貸倒引当金等を記載してください。
- 9 次の書類を添付してください。
- (1) 位置図（縮尺5万分の1以上）
 - (2) 平面図（縮尺600分の1以上）
 - (3) 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものである理由の参考となる資料
 - (4) 資金計画の参考資料
 - (5) 別記第11号様式の（その1）による誓約書

（京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正）

第3条 京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第13の1の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条第1項若しくは第3項」に改める。

別表第14の1の項中「給餌台」を「給餌台」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条第1項若しくは第3項」に、「同条の」を「同条第1項若しくは第3項の」に、「第34条に規定する」を「第34条第1項の規定により定められた」に改め、同表の10の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（京都府海岸等管理規則及び京都府豊かな緑を守る条例施行規則の一部改正）

第4条 次に掲げる規則の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 京都府海岸等管理規則（平成12年京都府規則第18号）第8条第2号
- (2) 京都府豊かな緑を守る条例施行規則（平成18年京都府規則第4号）第17条第6号

（京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則（平成19年京都府規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に改め、同号エ中「漁港漁場整備法第34条に規定する」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条第1項の規定により定められた」に改める。

第15条第1号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条第1項若しくは第3項」に、「同条の」を「同条第1項若しくは第3項の」に改め、同号ク中「漁港漁場整備法第34条に規

定する」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条第1項の規定により定められた」に改め、同号サ及び同条第7号イ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第20条第1号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項又は第2項」を「第66条第1項又は第3項」に、「同条第1項又は第2項」を「同条第1項又は第3項」に改める。

第34条第1項第2号ウ(ア)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。
(災害からの安全な京都づくり条例施行規則の一部改正)

第6条 災害からの安全な京都づくり条例施行規則（平成28年京都府規則第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「同条第2項第6号に規定する自動車駐車場及びこれと一体として整備される同項各号に規定する道路の附属物（同項第6号に規定する自動車駐車場を除く。）並びに」を「自動車駐車場等（自動車駐車場及び同条第2項第8号に規定する特定車両停留施設並びにこれらと一体的に整備されるその他の施設又は工作物であって、同項に規定する道路の附属物であるものをいう。）及びインターチェンジ等（同法第3条第1号に規定する高速自動車国道又は）」に、「道路とを連結する施設」を「同法第2条第1項に規定する道路とを連結する部分をいう。」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項又は第2項」を「第66条第1項又は第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定（災害からの安全な京都づくり条例施行規則第6条第1項第4号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項又は第2項」を「第66条第1項又は第3項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

京都府規則第14号

京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則（平成20年京都府規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中9の項を削り、10の項を9の項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

京都府規則第15号

子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例施行規則

(子育てにやさしいまちづくり推進計画)

第1条 子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例（令和5年京都府条例第31号。以下「条例」という。）第10条第1項の子育てにやさしいまちづくり推進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 計画の区域
- (2) 計画の目標
- (3) 子育てにやさしいまちづくりを推進する事業に関する事項
- (4) 計画の期間
- (5) 計画の内容の府民等に対する周知の方法に関する事項
- (6) その他知事が必要と認める事項

2 条例第10条第1項の申出は、知事が別に定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した計画書を添付した申出書を知事に提出して行うものとする。

3 知事は、条例第10条第1項の認定(以下「認定」という。)をしたときは、当該認定に係る同項の計画(以下「認定計画」という。)の概要を公表するものとする。

4 前2項の規定は、認定計画の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)について準用する。

5 知事は、認定を受けた市町村に対し、認定計画(認定計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

6 知事は、認定計画が条例第2条の基本理念に適合しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

この場合においては、その旨を公表するものとする。

(特例子育て世帯)

第2条 条例第11条第1項の規則で定める世帯は、特定同居保護者等（次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）がいる世帯をいう。

(1) 特定子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）と同居している保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）

(2) 特定子どもについて前号に掲げる者がいない場合にあっては、当該特定子どもと同居しているその父母（その者の収入により当該特定子どもの生計を維持している者に限る。）

2 条例第11条第1項の特例子育て世帯の世帯主その他の特例子育て世帯に属する者のうち規則で定める者は、世帯主その他の者であって、特定同居保護者等であるものをいう。

3 条例第11条第1項の特例子育て世帯に属していた者のうち規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

(1) 特定同居保護者等として特例適用住宅等を取得した者

(2) 特例適用住宅等を取得した時において次の表の左欄に掲げる当該特例子育て世帯に属していた特定子どもの数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者

特定子どもの数が1人の場合	当該者
特定子どもの数が2人以上の場合	これらの者のうちいずれか1人の者

(特例適用住宅等取得に対する不動産取得税の不均一課税の確認申請等)

第3条 条例第11条第1項の規定の適用を受けようとする者は、当該特例適用住宅等取得に係る特例適用住宅等が同項の規定による不動産取得税の不均一課税の対象となる不動産であることについて同条第2項の確認を受けようとするときは、確認申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の確認を受けた者は、当該確認に係る特例適用住宅等取得について条例第11条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該確認を受けた後遅滞なく、不動産取得税の不均一課税の適用申請書（別記第2号様式）を、当該特例適用住宅等取得に係る不動産の所在地を所管する京都府府税事務所又は京都府広域振興局長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(京都府子育て支援審議会規則及び京都府少子化対策条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 京都府子育て支援審議会規則（平成25年京都府規則第33号）

(2) 京都府少子化対策条例施行規則（平成28年京都府規則第19号）

(経過措置)

3 条例附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされた条例附則第2項第2号の規定による廃止前の京都府少子化対策条例（平成27年京都府条例第42号）第26条の規定による不動産取得税の不均一課税については、前項第2号の規定による廃止前の京都府少子化対策条例施行規則第8条及び第9条並びに別記第6号様式及び別記第7号様式の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第8条第1項中「条例」とあるのは「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例（令和5年京都府条例第31号）附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例附則第2項第2号の規定による廃止前の京都府少子化対策条例（平成27年京都府条例第54号。以下「旧少子化対策条例」という。）」と、同条第2項及び同規則第9条中「条例」とあるのは「旧少子化対策条例」と、同規則別記第6号様式中「京都府少子化対策条例施行規則」とあるのは「旧少子化対策条例施行規則」と、同規則別記第7号様式中「京都府少子化対策条例」とあるのは「旧少子化対策条例」とする。

別記

第1号様式（第3条関係）

不動産取得税の不均一課税の適用を受けるための確認申請書

年 月 日

京都府知事 様

住 所

氏 名

（電話番号 ）

子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例第11条第2項の規定により、下記のとおり不均一課税の適用を受けるための確認を申請します。

記

取得した不動産

1 土地

所在地	
取得日	年 月 日
取得者	
共有者	有（氏名 ） 無 住所

2 家屋

所在地	
家屋番号	
取得日	年 月 日
共有者	有（氏名 ） 無 住所
入居日	年 月 日

注 共有者が複数の場合は、適宜、行を加えてください。

添付書類 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 申請をする者の属する世帯の全員が記載された住民票の写し
- (2) 不動産取得に関する申告書の写し
- (3) その他知事が必要と認める資料

第2号様式（第3条関係）

不動産取得税の不均一課税の適用を受けるための適用申請書

年 月 日

京都府知事 様

住 所

氏 名

（電話番号

）

下記の不動産について、子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例第11条第1項の規定の適用を申請します。

記

1 土 地

所在地：

2 家 屋

所在地：

家屋番号：

3 2の家屋に入居する世帯員の氏名

氏 名		氏 名	
氏 名		氏 名	
氏 名		氏 名	
氏 名		氏 名	

注 行数が不足する場合は、適宜、行を加えてください。

添付書類 不動産取得税の不均一課税の適用を受けるための確認通知書の写し

京都府規則第16号

京都府公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

京都府公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成20年京都府規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第26条中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のい

ずれに該当するかに応じ当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、各号を削る。

第29条中「法第27条第1項前段の規定により年度計画を届け出た後」を「事業年度の開始後、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

京都府規則第17号

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

（建築基準法施行細則の一部改正）

第1条 建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第1の1の表の1の項に規定する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に規定する許可以外の許可を受けようとする場合 別表第1の1の表の1の項に規定する図書
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第67条の6の規定により読み替えて適用する法第52条第14項（第3号に係る部分に限る。）、第53条第5項（第4号に係る部分に限る。）、第55条第3項又は第58条第2項の規定による許可を受けようとする場合 別表第1の1の表の1の2の項に規定する図書

第3条の2第9項中「第137条の16第2号」を「第137条の12第6項若しくは第7項又は第137条の16第2号」に改める。別表第1の1の表の1の項の次に次のように加える。

1 の 2	(1) 1の表の1の項に規定する 図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域の境界線
		敷地の位置

別表第1の1の表の8の項中「第138条第3項第2号ロ」を「第138条第4項第2号ロ」に改める。

別表第2の3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改める。

別表第3中40の項を42の項とし、39の項の次に次のように加える。

40	令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,540円
41	令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	道路内における建築の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,540円

（京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正）

第2条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の208の15の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の208の24の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

（京都府地球温暖化対策条例施行規則の一部改正）

第3条 京都府地球温暖化対策条例施行規則（平成18年京都府規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式の注の3の(3)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則（平成27年京都府規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第4項中「第7条の3第3項」を「第7条の3第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項第2号中「建築主」を「意思の表明を行った建築主」に改め、同項第3号中「建築物」を「条例第7条の3第1項の規定による説明を要しない建築物」に改め、同項第4号中「設計者の氏名、」を「当該設計者の氏名、その者の」、「及び」を「及びその者の」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の4項を加える。

5 特定建築物、準特定建築物又は小規模建築物の設計者は、条例第7条の3第3項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に掲げる方法のうち当該設計者が用いるもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た設計者は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該建築主に対し、条例第7条の3第3項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該建築主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7 条例第7条の3第3項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織（建築物の設計者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 設計者の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 設計者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第7条の3第3項に規定する事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、設計者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該受ける旨又は受けない旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（条例第7条の3第4項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに同条第3項に規定する事項を記録したものを交付する方法

8 前項各号に掲げる方法は、建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第3条の3第2項中「第1号及び第4号」を「第2号及び第5号」に改め、同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 条例第7条の3第1項の規定による説明の年月日

第3条の3中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第7条の3第1項の規則で定める増築は、建築物の増築であって床面積が10平方メートル以上増加するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

京都府規則第18号

京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4の4の（その1）の表中	A、B及びC区域	D区域	を	全ての区域	に改め、別表第4の4の
	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム		1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム	
	1リットルにつき六価クロム0.4ミリグラム				
	1リットルにつき六価クロム0.25ミリグラム				

（その2）の表中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「1立方センチメートルにつき個」を「1ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「(3,000)」を「(800)」に改める。

別表第5の表中32の項を33の項とし、4の項から31の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 六価クロム化合物

別表第5の表の備考の1中「26の項」を「27の項」に、「27の項から32の項まで」を「に、この表の28の項から33の項まで」に、「当該物質」を「それぞれ当該各物質」に改め、同表の備考の2中「26の項まで及び31の項」を「27の項まで」に改め、「(31の項に掲げる物質にあっては、六価クロム化合物に限る。)」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第4の4の（その2）の表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号。以下「条例」という。）第33条第1項に規定する特定工場等（以下「特定工場等」という。）であって、電気めっき業に属するもの（特定工場等が複数の業種に属する場合にあっては、その属する業種に電気めっき業が含まれるもの。以下「特定業種特定工場等」という。）に係る排水に適用される六価クロム化合物についての同項に規定する規制基準（以下「排水基準」という。）については、この規則の施行の日から3年間は、この規則による改正後の京都府環境を守り育てる条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第4の4の（その1）の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の規定は、特定業種特定工場等に係る汚水を処理する特定工場等の設置者に六価クロム化合物についての排水基準を適用する場合について準用する。
- この規則の施行の際現に特定工場等を設置している者（条例第1条第4項に規定する特定工場の設置の工事をしていない者及び同条第5項に規定する特定施設の設置の工事をしていない者を含む。）に六価クロム化合物についての排水基準を適用する場合については、この規則の施行の日から6月間は、新規則別表第4の4の（その1）の表及び附則第2項（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府規則第19号

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例施行規則（平成27年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号及び第3号中「不利益取扱い」を「不利益取扱い等」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条中「前3条」を「第9条から前条まで」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（部会）

第11条 調整委員会は、対象事案について、調査審議又は条例第15条第1項の規定による助言若しくはあっせんを行わせるため、その議決により、部会を置くことができる。

2 部会は、対象事案ごとに調整委員会の委員のうちから調整委員会が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 調整委員会は、あらかじめその議決により、部会の議決をもって調整委員会の議決とすることができる。

6 前項の規定により部会が議決をしたときは、部会長は、これを調整委員会に報告しなければならない。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「調整委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

京都府規則第20号

社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例施行規則

（用語）

第1条 この規則で使用する用語は、社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例（令和6年京都府条例21号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

（職員の員数）

第2条 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

- (1) 施設長 1
- (2) 入所者の自立支援を行う職員 2以上
- (3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 前項第3号の規定は、条例第9条第1項ただし書に規定する施設については、適用しない。

（設備の基準）

第3条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消化活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 女性自立支援施設は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

ア 一の居室に入所させる人員の定員は、1人とする。ただし、入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

ウ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けている場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備 次に掲げる基準を満たしていること。

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。（感染症等の防止措置）

第4条 条例第16条第4項の規則で定める措置は、当該

女性自立支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施することとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第5条 条例第17条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準じるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(暴力団員の排除)

第6条 条例第19条の規則で定める職員は、副施設長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それと同等以上の職にある者であって、入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務について一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該施設の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第34号)は、廃止する。

京都府規則第21号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和50年京都府規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式の(裏)中「2～6」を「②～⑧」に、「第61条の5 正当な理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。」

を

「第61条の5 (略)

- ② 正当な理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、

若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。」に改める。

別記第10号様式中「申請します」を「届け出ます」に、「(2) 保育所定員、規模構造変更計画書(別紙)」を「(2) 保育所定員、規模構造変更計画書(別紙)」に「(3) 法人又は団体の定款その他の規程(変更後のもの)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別記第6号様式の改正規定(「2～6」を「②～⑧」に改める部分に限る。)及び別記第10号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

京都府規則第22号

京都府病院事業会計規則の一部を改正する規則

京都府病院事業会計規則(昭和54年京都府規則第19号)の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「附則第3条第3項」を「附則第3条第2項」に改める。

第45条第2項中「債権者又は出納取扱金融機関が指示する金融機関等(出納取扱金融機関を除く。)」を「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この項において同じ。)の営業所及び郵便局(簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。)の業務を行うものをいう。)」に改める。

第99条中「の規定により準用する」を「において読み替えて準用する」に、「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第100条中「第21条の15」を「第21条の14」に改め、「定める」の右に「一般会計の」を加える。

別表の勘定科目の費用の表中「単身赴任手当」を「単身赴任手当
在宅勤務等手当」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

京都府規則第23号

建築士法施行細則及び京都府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第1条 建築士法施行細則(昭和25年京都府規則第98号)の一部を次のように改正する。

第9条の9第1項第1号中「並びに」を「及び」に改め、同条第3項中「作られた記録」を「作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という)を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ)に改める。

第9条の12第2項第2号及び第14条の8第3項第2号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(京都府屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第2条 京都府屋外広告物条例施行規則(平成17年京都府規則第40号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という)を「電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。次項において同じ」に改め、同条第3項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第24号

京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則

(京都府広域振興局長等に権限を委任する規則の一部改正)

第1条 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則(昭和31年京都府規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第14項第36号ア中「特別特定建築主等」を「特別特定建築物の建築主等」に改め、同号エ中「第17条第1項」を「第17条第3項」に改め、同号オ中「建築主事」の右に「又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」を加え、同号カ中「第18条」を「第18条第1項」に改め、同号ケ中「第22条の2第1項」を「第22条の2第4項」に改め、同号サ中「特別特定建築主等」を「特別特定建築物の建築主等」に、「立入検査」を「立入検査等」に改め、同項第44号イ中「建築主事」

を「建築主事等」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 建築基準法施行細則(昭和36年京都府規則第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「建築主事」を「建築主事等(建築主事又は建築副主事をいう。以下同じ。)(法第4条第7項に規定する大規模建築物に係るものにあつては、建築主事。次項、第9条及び第10条において同じ。)」に改め、同条第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第9条及び第10条並びに別表第2の1の項及び5の項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第11号様式から別記第13号様式までの様式中

「建築主事 様」を「建築主事 様
建築副主事 様」に改める。

(京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第3条 京都府手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の208の11の項の(2)のイ中「に規定する」を「の規定による」に、「の審査を求める建築物」を「又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)の審査を求める建築物」に、「建築主事の審査を求める1」を「建築主事等の審査を求める1」に改め、同表の208の12の項の(2)のイ、208の15の項の(2)のイ、208の16の項の(2)のイ、208の21の項の(2)のイ及び208の22の項の(2)のイ中「に規定する建築主事」を「の規定による建築主事等」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

京都府規則第25号

京都府府営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則

(京都府府営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 京都府府営住宅条例施行規則(昭和42年京都府規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号コ(ア)中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の右に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同号コ(イ)中「第10条第1項」の右に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第36条の6第1項中「第44条の7第2項第35号」を「第44条の7第2項第34号」に改め、同項第1号中「第15条第1項、第2項及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の1項を加える。

(連帯保証人に係る事務の特例)

3 令和2年4月1日前から公営住宅に入居している者に京都府府営住宅条例の一部を改正する条例（令和2年京都府条例第17号）による改正前の条例第7条第1項第3号に規定する連帯保証人がある場合における当該公営住宅の管理についての第36条の6の規定の適用については、同条第1項第1号中「規定」とあるのは「規定並びに京都府府営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年京都府規則第26号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による改正前のこの規則（以下「令和2年改正前規則」という。）第15条第3項及び第4項の規定」と、同条第2項中「規則」とあるのは「規則及び令和2年改正前規則」と、「第36条の4第2項」とあるのは「第36条の4第2項並びに令和2年改正前規則第15条第3項及び第4項」とする。

別記第6号様式中「氏名所在地」を「氏名」に改める。

第2条 京都府府営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号コ(イ)中「第10条第1項()」を「第10条第1項又は第10条の2(これらの規定を)」に改める。(京都府府営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 京都府府営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年京都府規則第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「(同規則第36条の6第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び」を「並びに」に、「ものとし、同規則第15条第3項」を「この場合において、同条第3項」に改め、「ならない」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

告 示

京都府告示第150号

歳入徴収者等が使用する印鑑の印影並びに京都府会計規則による帳簿及び書類の様式を定めた告示（平成19年京都府告示第218号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

なお、法人府民税及び法人事業税の還付の電算処理に係る支払通知書等の様式の特例を定めた告示（昭和63年京都府告示第492号）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第23号様式支払通知書（その2管外隔地払用）の次に次の1様式を加える。

第23号様式 支払通知書（その2の2 管外隔地払用（府税専用））

(管外隔地払)	支払場所 支 払 通 知 書																				
支払内容に ついての問 い合わせは、 所属にお願 いします。 京都府	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 10%;">会計</td> <td style="width: 10%;">収支</td> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百 万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">支払番号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払内容</td> <td>上記の金額を支払場所に記載の金融機関でお受け取りください。</td> </tr> </table> 年 月 日	年度	会計	収支	金 額	千	百 万	千	円					支払番号				所 属		支払内容	上記の金額を支払場所に記載の金融機関でお受け取りください。
年度	会計	収支	金 額	千	百 万	千	円														
				支払番号																	
所 属																					
支払内容	上記の金額を支払場所に記載の金融機関でお受け取りください。																				

京都府会計管理者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5（横長）とする。



京都府告示第151号

京都府府税規則に基づき手数料を徴収しない理由を定めた告示（令和2年京都府告示第288号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

2中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。



京都府告示第152号

京都府沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

京都府沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和54年京都府告示第838号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この告示は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）等に基づく沿岸漁業改善資金の貸付けについて、関係法令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この告示で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 関係法令 次に掲げる法令をいう。

ア 法及び法に基づく命令

イ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。）及び農工商等連携促進法に基づく命令

ウ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）及び農林漁業バイオ燃料法に基づく命令

エ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）及び六次産業化法に基づく命令

オ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）及びみどりの食料システム法に基づく命令

(2) 沿岸漁業改善資金 経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金をいう。

(3) 認定中小企業者 農工商等連携促進法第8条第1項に規定する認定農工商等連携事業に農工商等連携促進法第4条第2項第2号ハに掲げる措置が含まれる場合であつて、当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者（農工商等連携促進法第12条第1項に規定する認定中小企業者をいう。以下この号において同じ。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときにおける当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者をいう。

(4) 促進事業者 六次産業化法第9条第1項に規定する認定総合化事業に六次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置が含まれる場合であつて、六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者が当該措置を行うときにおける当該促進事業者をいう。

(5) 認定事業計画 次条第1項に規定する沿岸漁業改善資金事業に係る経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画であつて、法第7条（法第12条第2項において準用する場合を含む。）の認定（みどりの食料システム法第25条第1項の規定により当該認定があつたものとみなされたものを含む。）に係るものをいう。

第2条を次のように改める。

（貸付資格）

第2条 沿岸漁業改善資金の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受ける資格を有するものは、次の各号に掲げる資金の区分に応じ当該各号に定めるものであつて、沿岸漁業改善資金の種類ごとの資金内容（第2号及び第3号に掲げる資金にあつては、これらの規定に規定する経営等改善資金の資金内容）に係る事業等（以下「沿岸漁業改善資金事業」という。）を適正に実施することが見込まれるものとする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる資金以外の沿岸漁業改善資金 沿岸漁業の従事者たる個人、沿岸漁業の従事者たる個人の組織する団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従事者の数が20人以下のものに限る。）（以下「沿岸漁業従事者等」という。）
- (2) 農商工等連携促進法第14条第1項の規定の適用を受ける経営等改善資金 認定中小企業者
- (3) 六次産業化法第11条第1項の規定の適用を受ける経営等改善資金 促進事業者

2 前項に規定する沿岸漁業改善資金（同項第1号及び第3号に掲げる資金に限る。）の貸付けを受ける資格を有するものが法人格を有しないときは、次に掲げる要件を併せ具備するものでなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる資金にあつては、沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行つているもの（婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であり、かつ、その規模、内容等が水産業改良普及組織等による普及指導の対象として適当と考えられるものであること。
- (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

第3条中「相手方、」を「相手方及び」に、「ごと」を「(前条第1項第2号に掲げる資金にあつては1認定中小企業者、同項第3号に掲げる資金にあつては1促進事業者。次条において同じ。)ごと」に改める。

第4条を次のように改める。

(貸付金の合計額の限度)

第4条 1 沿岸漁業従事者等に係る貸付金の合計額の限度は、5,000万円（特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額）以内とする。

第5条第1項中「貸付け」を「貸付金の貸付け」に改め、同条第2項中「沿岸漁業従事者等の組織する」を削り、「借受け」を「貸付けを受けること」に改め、同条第3項中「連帯保証人を」を「前2項の連帯保証人を」に改め、「と知事が認める」を削り、「とき」を「と知事が認めるとき」に、「連帯保証人に替えて」を「当該連帯保証人に代えて当該」に改め、同条第4項中「貸付金債権」を「貸付金に係る債権」に、「貸付け」を「当該貸付金の支払」に改め、同条第5項中「資金」を「沿岸漁業改善資金」に改め、同条第6項中「担保に関する」を「貸付金の担保に関し」に改め、「ものとする」を削る。

第6条第1項中「知事は、」を「府は、貸付金の」に、「貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定」を「第8条第1項の貸付資格の認定及び当該認定に係る貸付け、第14条の期限前償還の請求及び第16条第1項の支払猶予に係る事務」に改め、同条第2項中「委託を」を「知事の承認を得て、前項の規定により委託を」に改め、「及び第4号」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項に定めるもののほか、同項の再委託に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第7条を次のように改める。

(貸付けの申請)

第7条 貸付申請者は、第2条各項に規定する資格（以下「貸付資格」という。）を有していることの認定を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（別記第1号様式）に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（別記第2号様式）及び沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記第3号様式。以下「貸付申請書」という。）を添えて、知事に提出するものとする。この場合において、当該貸付金の貸付けに関し次の各号に掲げる規定の適用を受けようとするときは、当該各号に定める計画をこれらの書面に添えて提出するものとする。

- (1) 農商工等連携促進法第14条の規定 農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画
- (2) 農林漁業バイオ燃料法第10条の規定 農林漁業バイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画
- (3) 六次産業化法第11条の規定 六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画

2 沿岸漁業改善資金の貸付けに関しみどりの食料システム法第25条の規定の適用を受けようとする貸付申請者は、前項の規定にかかわらず、みどりの食料システム法に基づく認定の申請時に、みどりの食料システム法に基づき提出する申請書その他の書面のほか、貸付申請書を知事に提出するものとする。

第8条第1項中「貸付申請書」を「前条の規定による書面」に改め、「ときは、」の右に「その内容についての」を加え、「意見等を参しやくして、法第8条」を「協議の結果を参酌して、貸付申請者が法第8条（農商工等連携促進法第14条第1項及び六次産業化法第11条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「審査し、」を「審査し、当該貸付金の」に、「ときに」を「ときは、当該貸付けに係る貸付資格の認定及び当該」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による貸付資格の認定及び貸付けの決定を行つたときは、当該認定に係る処分通知書及び沿岸

漁業改善資金貸付決定通知書（別記第4号様式。以下「貸付決定通知書」という。）を貸付申請者に交付するとともに、その旨を沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記第5号様式）により事務委託機関及び事務再委託機関に通知するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による貸付資格の不認定の決定を行つたときは、当該不認定に係る処分通知書及び沿岸漁業改善資金貸付否決通知書（別記第6号様式）を貸付申請者に交付するとともに、その旨を事務委託機関及び事務再委託機関に通知するものとする。

第8条に次の2項を加える。

- 4 貸付申請者が前条第2項の規定の適用を受ける場合における前3項の規定の適用については、第1項中「法第8条（農工商等連携促進法第14条第1項及び六次産業化法第11条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「みどりの食料システム法第19条第5項第5号又は第21条第5項第5号」と、「当該貸付に係る貸付資格の認定及び」とあるのは「同法第19条第1項又は第21条第1項の規定による認定（以下「みどりの食料システム法認定」という。）と同時に」と、第2項中「第1項」とあるのは「第4項の規定により読み替えて適用する前項」と、「貸付資格の認定及び貸付け」とあるのは「貸付け」と、「当該認定に係る処分通知書及び」とあるのは「みどりの食料システム法認定に係る処分通知書の交付と同時に」と、前項中「第1項の規定による貸付資格の不認定の決定を行つたときは、当該不認定に係る処分通知書及び」とあるのは「みどりの食料システム法認定を行わない旨の決定がなされたときは、当該決定に係る処分通知書の交付と同時に」とする。

- 5 第1項に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第9条第1項中「前条第3項の貸付決定通知書を受け取つたとき」を「前条第2項の規定により貸付決定通知書の交付を受けたとき（次条第1項の場合を除く。）」に、「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に改め、「事務再委託機関及び事務委託機関を経由して」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、事務委託機関があるときは、同項の規定による借用証書の提出は、当該事務委託機関（事務再委託機関がある場合であつて、当該貸付に係る貸付金の支払を当該事務委託機関が直接行う場合以外のときは、当該再委託機関）を経由して行うものとする。

第10条第1項中「は、貸付決定通知書を受け取つた」を「が第8条第2項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた」に、「辞退しようとする」を「辞退する」に、「別記第6号様式」を「別記第8号様式。以下「辞退届」という。」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による辞退届の提出について準用する。

第10条第3項中「による借入れの辞退の届出」を「により辞退届の提出」に、「当該借入れに係る貸付金の」を「第8条第1項の規定による」に改める。

第11条第1項中「交付後」を「支払を受けた日から」に、「に貸付金」を「に当該貸付金」に改め、同項ただし書中「な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる」を「であると知事が認めたときは、この限りでない」に改め、同条第2項中「貸付金の使用完了」を「当該貸付金の使用を完了した」に、「別記第7号様式」を「別記第9号様式」に改め、「第9条の規定による借用証書の提出の手續に準じて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、借受者が法人格を有しないときは、当該事業実施報告書に、知事が別に定める事項に係る個人別内訳を記載するものとする。

第11条第3項を削り、同条第4項前段中「第2項」を「前項」に、「漁船衝突防止機器等購入資金」を「漁船衝突防止機器等購入等資金」に、「の借受者」を「のいずれかの貸付けを受けた場合」に、「次表」を「次の表」に、「一に該当する貸付けの条件を付されているものであるときに」を「いずれかが付されているときは、当該借受者」に、「区分」を「場合の区分」に、「添付する」を「添えて知事に提出する」に改め、同項後段中「おいて」を「おいては、」に、「証明書」を「これ」に改め、「ものとする」を削り、同項の表3の項中「第6条ノ4第1項」を「第6条ノ5第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

- 4 第9条第2項の規定は、前3項の規定による事業実施報告書の提出について準用する。

第14条中「規程」を「告示」に、「沿岸漁業改善資金」を「貸付金」に改め、同条を第18条とする。

第13条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「を受け取つた」を「の提出を受けた」に、「猶予することを相当」を「償還金の支払を猶予することが相当である」に、「、直ちに支払猶予」を「支払猶予の決定を、償還金の支払を猶予することが相当でない」と認めるときは支払猶予を行わない旨」に改め、同条第2項中「別記第9号様式」を「別記第11号様式」に、「その旨」を「沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（別記第12号様式）」に改め、「に通知するものとし、支払猶予をしない旨の決定を行つたときは、沿岸漁業改善資金支払猶予不承認通知書（別記第10号様式）を支払猶予申請者」を削り、同条第3項中「を過ぎて、」を「後に」に、「においても、」を「は、速やかに当該借受者から」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 知事は、第1項の規定により支払猶予を行わない旨の決定を行つたときは沿岸漁業改善資金支払猶予不承認通知書（別記第13号様式）を支払猶予申請者に交付するものとする。

第13条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(電子情報組織による申請等)

第17条 この告示に基づく申請等の手続については、知事が別に定めるところにより、電子情報処理組織によつて行うことができる。

第12条中「申請を」を「申出を」に、「もの」を「借受者」に改め、「いう。）は、」の右に「償還金の支払期日（分割払の場合の各支払期日を含む。次条第4項において同じ。）の30日前までに」を加え、「別記第8号様式」を「別記第10号様式」に改め、「者の」及び「償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の提出について準用する。

第12条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

(貸付けの目的に適合させるための措置)

第12条 借受者は、沿岸漁業改善資金事業の実施が認定事業計画に適合せず、貸付金の貸付けの目的に適合していないと知事が認める場合には、当該目的に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

(貸付資格の認定の取消し)

第13条 知事は、借受者が認定事業計画に基づき、貸付金の貸付けの目的に適合するように沿岸漁業改善資金事業を達成することができないと認める場合は、第8条第1項の規定による貸付資格の認定を取り消すことができる。

2 みどりの食料システム法第25条第1項の規定の適用を受ける認定事業計画については、前項の規定は、適用しない。(期限前償還)

第14条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 当該貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠つたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。
- (4) 前条第1項の規定により貸付資格の認定の取消しを受けたとき。
- (5) みどりの食料システム法第20条第3項又は第22条第3項の規定による認定の取消しを受けたことにより、認定事業計画について、同法第25条第1項の規定の適用を受けなくなつたとき。

別表の1の表の1の項中
 「(2) 遠隔操縦装置の設置費用
 (3) レーダーの設置費用」を
 「(2) 遠隔操縦装置の設置費用
 (3) サイドスラスターの設置費用
 (4) レーダーの設置費用」に、「(4)」を「(5)」に、「(5)」を「(6)」に改め、「限

る。以下同じ。）」の右に「、認定中小企業者及び促進事業者」を、「50万円」の右に「、サイドスラスターを設置する場合にあつては1台につき400万円」を、「含む。）」の右に「、農工商等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）」を加え、同表の2の項中「漁業用ソナーの設置費用」を「巻取りウインチの設置費用」に、「カラー魚群探知機の設置費用」を「放電式集魚灯の設置費用」に、「海水冷却装置の設置費用」を「漁業用クレーンの設置費用」に、「巻取りウインチの設置費用」を「漁獲物等処理装置の設置費用」に、

「放電式集魚灯の設置費用」を「海水冷却装置の設置費用」に、
 「(9) 漁業用クレーンの設置費用」を
 「(9) 海水殺菌装置の設置費用
 (10) 漁業用ソナーの設置費用
 (11) カラー魚群探知機の設置費用
 (12) 潮流計の設置費用」に、「1セツ

トにつき80万円」を「1件につき500万円」に、「漁業用ソナーを設置する場合にあつては1台につき500万円、カラー

魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき180万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては1台につき70万円（第2条第1項の水産庁長官が定める者の場合にあつては、300万円）、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき400万円）」を「巻取りウインチを設置する場合にあつては1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき400万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては1台につき500万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては1台につき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にあつては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にあつては1台につき500万円）」に、「含む。」を「含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）」に改め、同表の3の項中「動力取出し装置付き推進機関」を「動力取出装置付きの推進機関」に、「の設置する」を「を設置する」に、「100万円」を「500万円」に改め、「以内を含む。）」の右に「農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）」を加え、同表の4の項中「1,300万円」を「2,500万円」に、「1,200万円」を「2,400万円」に改め、「含む。）」の右に「農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）」を加え、同表の5の項中「水産物植物」を「水産動植物」に、「餌料」を「餌料」に改め、「含む。）」の右に「農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）」を加え、同表の6の項中「会社」の右に「認定中小企業者及び促進事業者」を、「以内を含む。）」の右に「農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）」を加え、同表の7の項中「投餌」を「投餌」に、「残留検査、肉質検査機器」を「残留検査・肉質検査機器」に改め、「以内を含む。）」の右に「農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内

を含む。）」を加え、同表の8の項中

(2) 滑り止めの設置費用 (3) 安全カバー装置の設置費用 (4) 揚網機安全装置の設置費用 (5) 船上トイレの設置費用	を	(2) 安全カバー装置の設置費用 (3) 揚網機安全装置の設置費用	に改め、「すべり止め」、「船上トイレ
---	---	--------------------------------------	--------------------

レを設置する場合にあつては30万円」、「貸付けの内容の欄の(1)から(4)までについては」及び「同欄の(5)については3

年以内」を削り、同表の9の項中

- (1) 膨張式救命いかだの購入費用
- (2) 救命胴衣の購入費用
- (3) 救命浮環又は救命浮輪の購入費用
- (4) 信号紅炎の購入費用
- (5) 消火器の購入費用
- (6) イーパプの購入費用
- (7) レーダートランスポンダの購入費用

を

- (1) 救命胴衣の購入費用
- (2) 消火器の購入費用
- (3) イーパプの購入費用
- (4) レーダートランスポンダの購入費用
- (5) 小型漁船緊急連絡装置の購入費用

に、「膨張式救命いかだを購入する場合に

あつては50万円、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎」を「救命胴衣」に改め、「65万円」の右に「、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては1件につき130万円)」を加え、「から(5)まで」を「及び(2)」に、「(6)及び(7)」を

「(3)から(5)まで」に改め、同表の10の項中

- (2) 甲板口のコーミングの設置費用
- (3) 甲板口の閉鎖装置の設置費用
- (4) 甲板下の漁槽の設置費用

を

- (2) 甲板下の漁槽の設置費用

に改め、「、甲板口のコーミング

又は甲板口の閉鎖装置」を削り、別表の2の表の2の項中「その住居」を「その他住居」に、「食事室等」を「食事場等」に、「家事室」を「家事室等」に改め、別表の3の表の3の項中「第2条第1項」を「「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」(昭和54年4月27日付け54水研第613号農林水産事務次官依命通知)第3の3の(1)」に改め、「含む。)」の右に「、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

京都府知事 様

住 所 又 は 所 在 地
氏名又は名称及び代表者氏名
電話

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

京都府沿岸漁業改善資金貸付規程第7条の規定により、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

別記第2号様式の（その1）中「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画」に、「2 設置計画」を「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を（ ）書きで記載してください。」

2 設置計画

「(2) 収支計画 別紙のとおり」を
に、 (3) 見積書

「(2) 見積書

(3) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者以外の場合は、別紙の収支計画及び償還計画（乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器購入等資金及び漁具損壊防止機器購入資金に係る事業計画書を提出する場合を除く。）

に、「餌料費」を「餌料費」に、

経 常 損 益 (C + D + E)					を
-----------------------	--	--	--	--	---

経 常 損 益 (C + D + E)				
-----------------------	--	--	--	--

償還計画

沿岸漁業改善資金償還金 (G)		千円	千円	千円	千円
償還財源	漁業部門差引損益 (C)				
	経常損益 (F)				
漁業部門減価償却費 (H)					
差引余裕金 (C+H-G)					
差引余裕金 (F+H-G)					

に改め、

同様式の（その2）中「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画」に、「餌料」を「餌料」に、「2 資金計画」を

「注 1 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()
書きで記載してください。

2 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載してください。

2 資金計画

に、

〔1〕収支計画

別紙のとおり(別紙の様式は、(その1)の事業計画書の添付資料の収支計画の様式を使用してください。)]

を

〔1〕収支計画及び償還計画

別紙のとおり(別紙の様式は、(その1)の事業計画書の添付資料の収支計画及び償還計画の様式を使用してください。)

なお、申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、添付を省略して差支えありません。

に改め、同様式の(その3)中「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画」に、「2 実施計画」を

「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載してください。

2 実施計画

に、「イ 資源管理措置に必要な機器等」を

「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載してください。

イ 資源管理措置に必要な機器等

に、「イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等」を

「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載してください。

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

に、「(イ) 活魚出荷に必要な機器等」を

「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等又は認定中小企業者等のそれぞれの取り組む内容を記載してください。

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

に、「(イ) 加工に必要な機器等」を

「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等又は認定中小企業者等のそれぞれの取り組む内容を記載してください。

(イ) 加工に必要な機器等

に、

〔2〕収支計画

別紙のとおり(別紙の様式は、(その1)の事業計画書の添付資料の収支計画の様式を使用してください。)]

を

〔2〕収支計画及び償還計画

別紙のとおり(別紙の様式は、(その1)の事業計画書の添付資料の収支計画及び償還計画の様式を使用してください。)

なお、申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、添付を省略して差支えありません。

に改め、同様式の(その4)中「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画」に、「2 実施計画」を

「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載してください。

2 実施計画

に、「(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置」を

「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載してください。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

に、「ア 投餌」を「ア 投餌」に、「投餌の状況」を「投餌の状況」に、「イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等」を

「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載してください。」

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

に、「イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等」を

「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載してください。」

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

に、「(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等」を

「注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載してください。」

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

に、

「(2) 収支計画

別紙のとおり（別紙の様式は、(その1)の事業計画書の添付資料の収支計画の様式を使用してください。）

を

「(2) 収支計画及び償還計画

別紙のとおり（別紙の様式は、(その1)の事業計画書の添付資料の収支計画及び償還計画の様式を使用してください。）

なお、申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は収支計画の添付を省略して差支えありません。

に改め、同様式の(その5)中「事業計画書」を「生活改善措置に関する計画」に、「5 添付資料」を

「5 意見（水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員の意見）

	に改め、
--	------

6 添付資料

同様式の(その6)中「事業計画書」を「生活改善措置に関する計画」に、「2 事業計画」を

「注 構成員の年齢構成については、申請主体の概況欄に記載してください。」

2 事業計画

に、「4 添付資料」を

「4 意見（水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員の意見）

	に改め、
--	------

5 添付資料

同様式の(その7)及び(その8)中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改め、同様式の

(その9)中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に、「餌料」を「餌料」に改め、「収支計画」

の右に「償還計画」を加え、同様式の(その10)中「事業計画書」を「成年漁業者等養成確保措置に関する計画」に、

「餌料」を「餌料」に改め、「収支計画」の右に「償還計画」を加え、同様式の(その11)中「事業計画書」を「青年

漁業者等養成確保措置に関する計画」に、「餌料」を「餌料」に、

漁 獲 量	販 売 金 額

を

漁 獲 量	販 売 金 額

に改め、同様式の(その12)中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する

計画」に、「餌料」を「餌料」に改める。

別記第10号様式中「(第13条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第9号様式中「(第13条関係)」を「(第16条関係)」に、

	第10回	年 月 日	千円	を
--	------	-------	----	---

	第10回	年 月 日	千円	に改め、同様式を別記第11
	第11回	年 月 日	千円	
	第12回	年 月 日	千円	

号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第12号様式（第16条関係）

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

第 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付け第 号により申請のあった沿岸漁業改善資金の償還金の支払猶予について、別添のとおり決定したので通知します。

- 注 1 この通知書は、事務再委託機関、市町村、事務委託機関及び水産事務所等に通知する場合のものです。
2 沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（申請者に通知するもの）の写しを添付すること。

別記第8号様式中「(第12条関係)」を「(第15条関係)」に、「住所
氏名又は名称及び代表者氏名」を
及び代表者氏名」

「住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名」に、

	第10回	年 月 日	千円	を
--	------	-------	----	---

	第10回	年 月 日	千円	に、「第12条に」を「第15条
	第11回	年 月 日	千円	
	第12回	年 月 日	千円	

第1項に」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第7号様式中「住所
氏名又は名称及び代表者氏名」を「住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名」に、「第11条第4項」を「第11条第3項」
に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第6号様式中「住所
氏名又は名称及び代表者氏名」を「住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名」に、「になりました」を「のありました」
に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第5号様式中

	第10回	年 月 日	千円	を
--	------	-------	----	---

	第10回	年 月 日	千円	に、「住 所」を
	第11回	年 月 日	千円	
	第12回	年 月 日	千円	

「住所又は所在地」に、「沿岸漁業改善資金助成金」を「沿岸漁業改善資金助成法」に改め、同様式を別記第7号様式とする。
 別記第4号様式中「さき」を「先」に改め、同様式を別記第6号様式とする。
 別記第3号様式中「さき」を「先」に改め、同様式の別紙中

	第10回	年 月 日	千円	を
--	------	-------	----	---

	第10回	年 月 日	千円	に改め、同様式を別記第4
	第11回	年 月 日	千円	
	第12回	年 月 日	千円	

号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。
 第5号様式（第8条関係）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

第 号
 年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付け第 号により申請のあつた沿岸漁業改善資金の貸付けについて、別添のとおり貸付決定したので通知します。

- 注 1 この通知書は、事務再委託機関、市町村、事務委託機関及び水産事務所等に通知する場合のものです。
 2 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（申請者に通知するもの）の写しを添付すること。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。



京都府告示第153号

国土調査費補助金等交付要綱（昭和52年京都府告示第559号）の一部を次のように改正し、令和6度の補助金から適用する。なお、この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第3に次の1項を加える。

- 2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補

助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第4第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「、単位区域、地籍調査管理事業地区又は地籍調査支援システム化推進事業地区」を「又は単位区域」に改め、同項2号中「又は換算した調査面積」を削り、同項中第3号から第5号までを削る。

第6中「15日以内」を「起算して15日を経過した日又は当該実績報告に係る補助金の交付決定を行つた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで」に改め、第6に次の1項を加える。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たつて、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第9を第10とし、第8を第9とし、第7の次に次のように加える。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第8号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

別表の2の項を次のように改める。

<p>2 地籍調査</p> <p>市町村又は土地改良区等が行う法第6条の4第1項の規定による地籍調査に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 直接経費(次に掲げる経費をいう。)</p> <p>ア 賃金</p> <p>イ 報酬</p> <p>ウ 給料</p> <p>エ 職員手当等</p> <p>オ 報償費</p> <p>カ 需用費</p> <p>キ 旅費</p> <p>ク 使用料及び賃借料</p> <p>ケ 安全費</p> <p>コ 精度管理費</p> <p>サ 委託料</p> <p>シ 備品費</p> <p>(2) 附帯経費(次に掲げる経費をいう。)</p> <p>ア 賃金</p> <p>イ 報酬</p> <p>ウ 給料</p> <p>エ 職員手当等</p> <p>オ 報償費</p> <p>カ 旅費</p>	<p>当該調査費の4分の3(土地改良区等が行う場合にあつては、6分の5)</p>	<p>一筆地調査</p> <p>地籍図根三角測量</p> <p>地籍図根多角測量</p> <p>地籍細部測量</p> <p>空中写真の撮影</p> <p>空中写真の図化</p> <p>地積測定</p> <p>地籍図及び地籍簿の作成</p> <p>街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成</p>	<p>(1) 調査地域の傾斜度、毎筆の土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定</p> <p>(2) 概況調査を実施する場合にあつては、調査面積を基準にして算定</p> <p>(3) 予備調査を実施する場合にあつては、調査地域の毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費及び調査面積を基準にして算定</p> <p>調査地域の縮尺区分及び傾斜度等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定</p> <p>調査地域の縮尺区分、精度区分、傾斜度、視通の難易及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定</p> <p>調査地域の縮尺区分、精度区分、傾斜度、視通の難易、毎筆の土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定</p> <p>調査地域の縮尺区分、傾斜度、視通の難易及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定</p> <p>調査地域の縮尺区分、傾斜度及び視通の難易等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定</p> <p>調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定</p> <p>(1) 調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定</p> <p>(2) 数値情報化を実施する場合にあつては、数値情報ファイル等の作成に要する所要の経費及び作成面積を基準にして算定</p> <p>(3) 地籍集成図を作成する場合にあつては、対象地域の地籍図の縮尺区分により定まる所要の経費及び面積を基準にして算定</p> <p>調査地域の縮尺区分及び街区内の毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定</p>
--	--	--	--

キ 需用費			
ク 使用料及び賃借料			
ケ 備品費			
コ 共済費			
サ 災害補償費			
シ 役務費			
ス 補償補填及び賠償金			
セ 公課費			

別表の3の項及び4の項を削る。

別記第1号様式中 (1) 調査等の内容及び経費の配分 別紙のとおり 様式(1)、様式(2)、様式(3)又は様式(4) を

(2) 収支予算書 別紙のとおり 様式(5) 」

「(1) 調査等の内容及び経費の配分 別紙のとおり 様式(1)又は様式(2)、 (2) 収支予算書 別紙のとおり 様式(3) 」に改め、別記第1号様式の様式(2)を次のように改める。

(様式2)

経費の配分 (又は調査成績書)

単位：円

調査を行う者の名称	名 称			調 査 費 (A)+(B)+(C)		負 担 区 分			備 考
	市町村名	単位区域名	番号	うち直接経費	うち附帯経費	府補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	
									負担金
									交付金
									円滑化補助
	計								

注 1 「地区名」は、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第10条第1項及び第2項に規定する調査地域の名称を記載してください。

2 「単位区域名」欄は、同準則第10条第3項の規定により区分した単位区域名の名称を記載してください。ただし、概況調査にあつては、概況調査の調査地域名を記載してください。

3 「番号」欄は、次に示す地区コードを記載してください。なお、書き方についての詳細は、国土調査事業事務取扱要領（昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総開発局長通達）別記様式第24の別紙（2）の「番号」の記載要領を準用します。

「西暦」＋「都道府県コード」＋「市区町村コード」＋「通し番号（2桁）」（計11桁）（例：20210120201 函館市（01202）が2021年度に新たに着手する地区のうち1番目の地区）

4 調査等成績書の場合、計画と実績が異なるとき（軽微な変更のみ）は計画を朱書きし比較対照できるように2段書きしてください。

5 「備考」は負担金、交付金、円滑化補助のうち、該当するものを記載してください。

別記第1号様式中様式(3)及び様式(4)を削り、様式(5)を様式(3)とする。
 別記第2号様式中「、様式(3)、様式(4)及び様式(5)」を「及び様式(3)」に改める。
 別記第3号様式の別紙を次のように改める。

土地分類調査遂行状況報告書

地区名	調査地域	調査計画 面積	進捗率		備考
			現地作業	室内作業	
		㎡	%	%	
	計				

地籍調査遂行状況報告書

地区名	進捗率	備考
	%	

別記第4号様式中「4 法第6条の4第2項の規定による作業規程 別紙のとおり
 5 法第7条の規定による公示の写し 別紙のとおり」を
 「4 法第7条の規定による公示の写し 別紙のとおり」に改める。
 注 4の作業規程は、調査初年度以外は添付を省略することができます。」

別記第5号様式中「、単位区域名、地籍調査管理事業地区名又は地籍調査支援システム化推進事業地区名又は単位区域名」を「又は単位区域名」に改める。

別記第6号様式中「(1) 調査等成績書 別紙のとおり 第1号様式の様式(1)、様式(2)、
 様式(3)又は様式(4)」を

「(1) 調査等成績書 別紙のとおり 第1号様式の様式(1)又は様式(2)」に改め、同様式の様式(1)に注として次のように加える。

注 「支出の部」においては、3段書きとし、「1段目 予算額」「2段目 年度内執行額」「3段目 翌年度繰越額」としてください。

別記第6号様式の様式(2)中「、単位区域名、地籍調査管理事業地区名又は地籍調査支援システム化推進事業地区名」を「又は単位区域名」に改め、同様式の様式(3)を次のように改める。

財産取得調書

区 分	名 称	形状 寸法	数 量	単 価	取 得 価 格	取 得 年 月 日	比 較 増 減		摘 要
							耐 用 年 数	処分制限 年 月 日	
合 計									

注 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入してください。耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とします。

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

住所

申請者 名称及び
代表者名

年度国土調査費補助金交付要綱に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた上記補助事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、 年度国土調査費補助金交付要綱（昭和42年京都府告示第520号）第8の規定により、報告します。

記

1 補助金額（知事が交付決定を行った額）

円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）

円

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

府 議 会

京都府議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

京都府議会議長 石 田 宗 久

京都府議会規則第1号

京都府議会会議規則の一部を改正する規則

京都府議会会議規則(昭和31年京都府議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第13条)
- 第2章 議案及び動議(第14条—第19条)
- 第3章 議事日程(第20条—第24条)
- 第4章 選挙(第25条—第34条)
- 第5章 議事(第35条—第49条)
- 第6章 発言(第50条—第64条)
- 第7章 委員会(第65条—第77条)
- 第8章 表決(第78条—第89条)
- 第9章 請願(第90条—第95条)
- 第10章 秘密会(第96条・第97条)
- 第11章 辞職及び資格の決定(第98条—第102条)
- 第12章 規律(第103条—第109条)
- 第13章 懲罰(第110条—第117条)
- 第14章 会議録(第118条—第121条)
- 第15章 協議又は調整を行うための場(第122条)
- 第16章 議員の派遣(第123条)
- 第17章 補則(第123条の2—第124条)

附則

第4条第3項中「討論を用いなくて、会議にはかつて」を削る。

第9条を次のように改める。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午後1時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

第19条第1項中「承認」を「許可」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許

可を得なければならない。

第19条第2項を次のように改める。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第27条中「第25条」を「第25条((選挙の宣告))」に、「議場」を「職員をして議場」に、「閉鎖し」を「閉鎖させ」に改める。

第29条を次のように改める。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

第31条第2項中「議員の中から会議にはかつて」を、「議員の中から」に改め、同条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第38条第1項中「聞き」を「聴き」と改め、同条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第39条第1項中「まつて」を「待つて」に改め、同条第2項を削る。

第40条第1項中「報告し、次いで少数意見者で第76条((少数意見の留保))第2項の手続を行つた者が少数意見の報告をする」を「報告する」に改め、同条第2項中「少数意見」を「第76条((少数意見の留保))第2項の規定による手続を行つた者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見」に改め、同条第3項中「第1項」を「前2項」に改める。

第46条中「特に必要がある」を「特に必要があると認める」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第47条中「委員会の」を「議会は、委員会の」に、「ときは、議会は」を「と認めるときは」に、「の委員会又は」を「又は」に改める。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「簡易な事項については」を「発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは」に改める。

第51条第1項ただし書中「通告した者の発言がすべて終つた後、発言を求める」を「発言を通告した者が全て発言を終わつた」に改め、同条第2項中「、反対」を「反対」に改め、同条第5項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第75条中「委員会が」を「委員会は、」に改め、「委員長から」を削る。

第77条中「委員会が」を「委員会は、」に、「終つた」を「終わつた」に改め、「委員長から」を削る。

第81条第1項中「議長が表決をとろう」を「議長は、

表決を採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第90条の次に次の1条を加える。

(請願の紹介の取消し)

第90条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

第91条第2項第1号中「前条第1項第1号」を「第90条第1項第1号」に改める。

第92条第1項ただし書中「議長において特別委員会に付託することが適当であると認めるときは、この限りでない」を「議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第94条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第101条中「第38条第2項」を「第38条第3項」に、「委員会」を「、委員会」に改める。

第102条を次のように改める。

(資格決定の通知)

第102条 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第104条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、」に改める。

第109条中「すべて」を「法又はこの規則に定めるもののほか、」に改め、同条ただし書中「が必要」を「は、必要がある」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第112条中「第38条第2項」を「第38条第3項」に改める。

第17章中第124条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第123条の2 議長は、議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が別に定めるところにより、議長が別に定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機と

を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行わせることができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が別に定めるところにより、議長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が別に定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、議会等は、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が別に定めるものをもつて代えさせることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が別に定める場合には、議長が別に定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。))とする。

(電磁的記録による作成等)

第123条の3 この規則の規定(第28条第1項(第86条において準用される場合を含む。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が別に定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府議会議長 石 田 宗 久

情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例（令和6年京都府条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等を電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によるもののほか、次項に定めるところによる。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会等に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であっ

て、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 条例第3条第1項に規定する議長が別に定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名（申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第5条 条例第3条第5項に規定する議長が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると議長が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第6条 条例第4条第1項に規定する議長が別に定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機で

あって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 議会等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 条例第4条第1項ただし書に規定する議長が別に定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第6条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第4条第5項に規定する議長が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると議長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第10条 議会等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第11条 議会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第12条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が別に定めるものは、電子署名（申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らか

にする措置であって議長が別に定めるものは、電子署名とする。

3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が別に定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第13条 議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等（条例第3条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定を準用する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

京都府議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府議会議長 石 田 宗 久

京都府議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府議会委員会条例（昭和31年京都府条例第54号。以下「委員会条例」という。）に基づく作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、委員会条例において使用する用語の例によるもののほか、次項に定めるところによる。

2 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
- (2) 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- (3) 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他

の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続きを行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(電磁的記録による記録の作成)

第3条 委員長は、委員会条例第26条第3項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等(文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)により行うときに記載すべきこととされている事項を議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第4条 委員会条例第26条第3項の議長が別に定める措置は、電子署名とする。

(会議規則との関係)

第5条 委員会条例に基づく通知(委員会条例第21条第1項の規定によるものを除く。)、作成(委員会条例第26条第1項の規定によるものを除く。)及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、京都府議会会議規則(昭和31年京都府議会規則第2号)第123条の2及び第123の3の規定の例による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に基づく通知、作成及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。



京都府議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府議会議長 石 田 宗 久

京都府議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府議会会議規則(昭和31年京都府議会規則第2号。以下「会議規則」という。)に基づく通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により

行う場合について、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、会議規則において使用する用語の例によるもののほか、次項に定めるところによる。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続きを行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続きを行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)において識別できるものに限る。)であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第3条 会議規則第123条の2第1項に規定する議長が別に定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第4条 会議規則第123条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条、第9条第2号及び第10条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている

事項を、前条の通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 会議規則第123条の2第2項に規定する議長が別に定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第6条 議会等は、会議規則第123条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第7条 会議規則第123条の2第2項ただし書に規定する議長が別に定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第8条 会議規則第123条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が別に定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るもの）にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第9条 会議規則第123条の2第6項に規定する議長が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付す

る必要があるものがあると議長が認める場合（電磁的記録による作成等）

第10条 議会等は、会議規則第123条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（準用等）

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第9条までの規定を準用する。

2 会議規則に基づく通知、作成、保存等（会議規則第123条の2及び第123条の3の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第123条の2及び第123条の3の規定並びにこの規程の規定の例による。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、会議規則に基づく通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

京都府政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府議会議長 石 田 宗 久

京都府政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

京都府政務活動費の交付に関する規程（平成25年3月15日制定）の一部を次のように改正する。

第6条中「収支報告書を提出しよう」を「収支状況について報告しよう」に改める。

第7条の見出しを「（収支報告に併せて提出又は提供をすべき書類）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「の証拠書類」を「を証することができるもの」に改め、同条第3項中「記載

され」を「記載され、又は記録され」に、「が添付されている」を「の提出又は提供がされている」に改め、同条第4項中「添付は、当該添付」を「提出又は提供は、当該提出又は提供」に、「収支報告書に添付する」を「提出し、又は提供する」に改め、同条第5項中「添付、」を「提出若しくは提供、」に、「添付」を「提出等」に、「当該添付」を「当該提出等」に改める。

第8条の見出し中「送付」の右に「等」を加え、同条中「提出された」を「報告された」に、「送付する」を「送付し、又は送信する」に改める。

第9条中「提出した」を「報告した」に、「記載等」を「記載、記録等」に改める。

第11条第1項中「を提出すべき」を「に係る収支報告をすべき」に、「第3項」を「第4項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1条の次に次の1項を加える。

2 条例第14条第2項に規定する議長が別に定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第2号

京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱（昭和59年京都府教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1項を加える。

（事前着手）

第2条の2 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届を教育長に提出したときは、この限りではない。

第3条中「、正副各1通を」を削り、同条に次の1項を加える。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第4条中「、正副各1通を」を削る。

第5条中「、正副各1通を」を削り、同条に次の1項を加える。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たつて、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。第5条の次に次の1項を加える。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別に定める報告書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この告示は、令和6年3月29日から施行する。

人 事 委 員 会

職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

京都府人事委員会
委員長 坂 田 均

京都府人事委員会規則106—826

職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員のへき手当等に関する規則（京都府人事委員会規則6—36）の一部を次のように改正する。

別表第1のその1の表中

「 亀岡市立畑野小学 校	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5 の1 」
--------------------	-------------------------

を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

正 誤

令和5年3月28日付け京都府公報号外第11号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
27	下から11	個人データ	保有個人情報
56			
133			
158			
183			
208			
233			

令和5年3月31日付け京都府公報号外第15号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
7	下から11	個人データ	保有個人情報
50			
77			
103	上から3	第26条第2項	第68条第2項
	下から11	個人データ	保有個人情報